

昭和47年1月10日

規則第1号

改正 昭和52年3月22日規則第7号 昭和56年3月26日規則第9号  
昭和59年3月29日規則第13号 昭和60年9月30日規則第33号  
昭和62年3月9日規則第5号 昭和63年3月28日規則第6号  
平成元年3月27日規則第6号 平成2年3月26日規則第5号  
平成4年7月3日規則第37号 平成4年7月27日規則第42号  
平成8年3月25日規則第6号 平成10年3月30日規則第7号  
平成11年3月31日規則第27号 平成12年3月30日規則第23号  
平成13年3月30日規則第28号 平成15年3月31日規則第34号  
平成15年8月25日規則第46号 平成16年3月29日規則第7号  
平成17年2月28日規則第4号 平成17年9月20日規則第51号  
平成18年3月31日規則第32号 平成18年10月31日規則第54号  
平成20年3月31日規則第17号 平成20年10月14日規則第44号  
平成21年3月31日規則第31号 平成23年3月31日規則第10号  
平成24年7月23日規則第33号 平成25年4月4日規則第42号  
平成26年3月31日規則第20号 平成28年4月14日規則第32号  
平成29年3月31日規則第25号 平成29年9月28日規則第37号  
平成30年3月5日規則第2号 令和元年12月12日規則第29号  
令和2年8月6日規則第51号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成4年規則42号〕

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請書等)

**第2条** 法第8条第2項の規定による申請は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 知事は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（様式第2号）を交付するものとする。

3 省令第4条の4第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第3号）によるものとする。

4 省令第4条の4の2の規定による申請は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第4号）によるものとする。

5 省令第4条の4の4の規定による通知は、定期検査結果通知書（様式第4号の2）によるものとする。

6 省令第4条の17の規定による報告は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第5号）によるものとする。

7 省令第5条の3第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第6号）によるものとする。

8 法第9条第3項（法第9条の3第11項（法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。）及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、（非常災害に係る）一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第7号）によるものとする。

9 法第9条第4項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第8号）によるものとする。

10 省令第5条の5の2第1項（省令第5条の5の4において準用する場合を含む。）及び第5条の10の2第1項の規定による申請は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第9号）によるものとする。

11 省令第5条の5の2の2第1項及び第5条の10の2の2第1項の規定による申請は、基準不適合水銀処理物に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第9号の2）によるものとする。

12 法第9条第6項及び第7項（これらの規定を法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書（様式第9号の3）によるものとする。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・28年32号・29年37号・令和元年29号〕

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請書等)

**第3条** 省令第5条の5の5第1項の規定による申請は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第10号）によるものとする。

2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第11号）を交付するものとする。

3 政令第5条の5の規定による届出は、熱回収施設休廃止等届出書（様式第12号）によるものとする。

4 省令第5条の5の11第1項の規定による報告は、熱回収報告書（様式第13号）によるものとする。

追加〔平成23年規則10号〕

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出書等)

**第4条** 法第9条の3第1項（法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。）の規定による届出は、（非常災害に係る）一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第14号）によるものとする。

- 2 法第9条の3第8項（法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、（非常災害に係る）一般廃棄物処理施設変更届出書（[様式第15号](#)）によるものとする。
- 3 法第9条の3の2第1項の規定による設置に係る協議は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置協議書（[様式第15号の2](#)）によるものとする。
- 4 法第9条の3の2第1項の規定による変更に係る協議は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更協議書（[様式第15号の3](#)）によるものとする。
- 5 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書（[様式第15号の4](#)）によるものとする。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・28年32号〕

（一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請書等）

**第5条** 省令第5条の11第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書（[様式第16号](#)）によるものとする。

2 省令第5条の12第1項の規定による申請は、合併（分割）認可申請書（[様式第17号](#)）によるものとする。

3 法第9条の7第2項の規定による届出は、相続届出書（[様式第18号](#)）によるものとする。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号〕

（産業廃棄物処理業者の欠格該当届出書等）

**第6条** 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項及び第5項の規定による届出は、（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書（[様式第18号の2](#)）によるものとする。

追加〔平成28年規則32号〕、一部改正〔令和元年規則29号〕

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出書等）

**第7条** 法第15条の2の5第1項及び第2項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書（[様式第18号の3](#)）によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出受理書（[様式第18号の4](#)）によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更等届出書（[様式第18号の5](#)）によるものとする。

追加〔平成28年規則32号〕

（廃棄物再生事業者の登録の申請書等）

**第8条** 政令第17条第1項の規定による申請は、廃棄物再生事業者登録申請書（[様式第19号](#)）によるものとする。

2 政令第19条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（[様式第19号の2](#)）によるものとする。

3 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（[様式第20号](#)）によるものとする。

4 政令第21条の規定による廃止等の届出は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止、再開）届出書（[様式第21号](#)）によるものとする。

全部改正〔平成4年規則42号〕、一部改正〔平成13年規則28号・20年44号・23年10号・28年32号〕

（台帳の閲覧）

**第9条** 法第19条の12第3項の規定による台帳を閲覧する場所は、長野県環境部資源循環推進課及び地域振興局とする。

2 [長野県の休日をも定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項](#)各号に掲げる日は、台帳を閲覧することができない。

3 台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 台帳を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える埋立終了最終処分場台帳閲覧簿に所定の事項を記載し、係員に申し出なければならない。

5 台帳を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
- (2) 台帳を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 知事は、台帳を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

全部改正〔平成4年規則42号〕、一部改正〔平成8年規則6号・10年7号・13年28号・15年34号・18年32号・54号・20年17号・44号・23年10号・26年20号・28年32号・29年25号・30年2号〕

（書類の経由）

**第10条** 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地域振興局長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則7号・60年33号・平成4年42号・12年23号・13年28号・15年34号・46号・16年7号・17年51号・20年44号・21年31号・23年10号・28年32号・29年25号〕

（補則）

**第11条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔昭和52年規則7号〕、一部改正〔平成4年規則42号・12年23号・13年28号・20年44号・23年10号・28年32号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行前に作成した用紙については、当分の間、使用することができる。

（長野県収入証紙規則の一部改正）

3 [長野県収入証紙規則](#)（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和52年3月22日規則第7号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日規則第13号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日規則第33号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月9日規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第6号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成2年3月26日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年7月3日規則第37号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年7月27日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第6号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第7条の規定 平成10年4月16日

（2）第14条の規定 平成10年6月17日

附 則（平成11年3月31日規則第27号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年4月1日前においてこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第28号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年8月25日規則第46号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第8項（同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

（1）第1条の規定による改正後の同条第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる規則の規定

（2）から（5）まで （略）

附 則（平成17年9月20日規則第51号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年3月31日規則第32号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規則第54号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月14日規則第44号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）第5条の規定により提出されている再生利用産業廃棄物収集運搬業指定申請書又は再生利用産業廃棄物処分業指定申請書は、それぞれ第14条第1項の規定により提出された再生輸送業指定申請書又は同条第3項の規定により提出された再生活用業指定申請書とみなす。

附 則（平成21年3月31日規則第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月23日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月4日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第20号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月14日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第25号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

23 この規則の施行前に、附則第7項の規定による改正前の長野県県税に関する規則、附則第11項の規定による改正前の財務規則、附則第14項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、附則第19項の規定による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則、附則第20項の規定による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則又は附則第21項の規定による改正前の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成29年9月28日規則第37号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日規則第29号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年8月6日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

W（様式第1号）（第2条関係）

## 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 埋立容量 $m^2$ $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画 （最終処分の場合）			
△一般廃棄物処理の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			



(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株 出 資 の 額	
		額	本 籍 所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

(備考) 1 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別をかつこ書きすること。  
2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。  
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図  
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(以下、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則7号・20年44号・23年10号・25年42号・令和元年29号〕

W (様式第2号) (第2条関係)

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

年 月 日

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（第9条第1項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

長野県知事

印

許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関係法規を遵守すること。</li> <li>2 計画内容等に変更があった場合は、管轄地域振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li> </ol>		

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成15年規則34号・20年44号・23年10号・29年25号〕

W（様式第3号）（第2条関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
しゅん功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号〕

W（様式第4号）（第2条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
住所  
氏名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

追加〔平成23年規則10号〕

W（様式第4号の2）（第2条関係）

定期検査結果通知書

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

長野県 地域振興局長 印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日

追加〔平成28年規則32号〕、一部改正〔平成29年規則25号〕

W (様式第5号) (第2条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 ( 年度)

年 月 日

長野県知事 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置の場所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

(備考) 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号のハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号のロの規定により測定したものを記載すること。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号〕

W (様式第6号) (第2条関係)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	面積 埋立容量	$m^2$ $m^3$	面積 埋立容量 $m^2$ $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株 出 資 の 額	
		保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 所 住 所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
役 職 名 ・ 呼 称	住 所	

- (備考) 1 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別をかつこ書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- 1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 12) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 13) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 14) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい塵量若しくはばい塵濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 15) 放流水の水量に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則7号・20年44号・23年10号・25年42号・令和元年29号〕

W (様式第7号) (第2条関係)

(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
市町村にあつては、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項(同法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。))及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号
変更の内容	△ 軽 微 な 変 更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第5条の4(省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(省令第5条の4第6号関係を除く。)	
	省令第5条の4第6号に掲げる事項の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日
<p>(備考) 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>		

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・28年32号〕

W (様式第8号) (第2条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書 年 月 日	
長野県知事 殿	届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 市町村にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立の深さ、及び覆土の厚さ	面積 埋立の深さ 覆土の厚さ m <sup>2</sup> m m

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・29年37号〕

W (様式第9号) (第2条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
市町村にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置の場所		
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年	月 日
埋立処分終了年月日	年	月 日

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
<p>(備考) 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(2及び3において「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採水された地下水等をいうこと。</p> <p>2 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。</p> <p>3 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。</p>	

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・29年37号〕

W (様式第9号の2) (第2条関係)

(表面)

基準不適合水銀処理物に係る一般廃棄物最終処分場廃止  
確認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
市町村にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可 番号又は届出の年月日	
埋立地の面積及び 埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
悪臭の発散の防止 に関する措置の内容	
火災の発生の防止 に関する措置の内容	

(裏面)

ねずみの生息及び害虫 の発生の防止に関する 措 置 の 内 容	
地下水等の水質の状況	
埋め立てた水銀処理物 の 数 量	
覆いの厚さ、材料 及 び 強 度	
講じた措置の内容	
(備考) 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場 に係る技術上の基準を定める省令(2及び3において「最終処分基準省 令」という。)第1条第2項第10号の規定により採水された地下水等を いうこと。 2 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆 いをいうこと。 3 講じた措置とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定に より講じた措置をいうこと。	

追加〔平成29年規則37号〕

W (様式第9号の3) (第2条関係)

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者  
に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律<sup>第9条第6項</sup>（同法第15条の2の6第3項に<sup>第9条第7項</sup>において準用する場合を含む。）の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所	
一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	

- （備考）1 該当するに至つた欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号のロからトまで又はリからルまで（同号のリからルまでに掲げる者にあつては、同号のイ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを記入すること。
- 2 法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。
- 3 この届出書は、法第9条第6項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に、法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。

追加〔平成28年規則32号〕、一部改正〔平成29年規則37号・令和元年29号〕

W（様式第10号）（第3条関係）

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
長野県知事 殿		
申請者		
住所		
氏名		
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	

(裏面)

(備考) 1 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。

2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。

4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

5 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号のハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

追加〔平成23年規則10号〕

W (様式第11号) (第3条関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

長野県知事

印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。</p>

追加〔平成23年規則10号〕

W (様式第12号) (第3条関係)

熱回収施設休廃止等届出書	
年 月 日	
長野県知事	殿
届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由
	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)
	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容
	理 由
	年 月 日
(備考) 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

追加〔平成23年規則10号〕

W (様式第13号) (第3条関係)

熱 回 収 報 告 書	
年 月 日	
長野県知事	殿
報告者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率	%
(備考) 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号のハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

追加〔平成23年規則10号〕

W (様式第14号) (第4条関係)

(表面)

(非常災害に係る) 一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
名称  
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項(同法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画 （最終処分の場合）		
△一般廃棄物処理の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
<p>(備考) 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別をかつこ書きすること。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・28年32号〕

W (様式第15号) (第4条関係)

(非常災害に係る)一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
氏名  
法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
市町村にあつては、名称及び代表者の氏名  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

届出年月日

変更の内容  
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
	m <sup>3</sup> /日( )時間	m <sup>3</sup> /日( )時間
	t/日( )時間	t/日( )時間
	m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間
	t/時間	t/時間
面積	m <sup>2</sup>	面積
埋立容量	m <sup>3</sup>	埋立容量
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

変更の理由

着工予定年月日

使用開始予定年月日

(備考) 1 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

- 1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
- 3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
- 4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則10号・28年32号〕

W (様式第15号の2) (第4条関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置協議書 年 月 日 長野県知事 殿 届出者 名称 代表者の氏名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について協議します。		
一般廃棄物処理施設を設置をすることが見込まれる場所		
一般廃棄物処理施設の種別		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
(備考) 1 一般廃棄物処理施設の種別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

追加〔平成28年規則32号〕

W (様式第15号の3) (第4条関係)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更協議書

長野県知事

殿

年 月 日

届出者  
名称  
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更について協議します。

変更の内容	一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所			
	一般廃棄物処理施設の種類			
	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）			
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前	
		$m^3/日$ ( ) 時間	$m^3/日$ ( ) 時間	$t/日$ ( ) 時間
		$t/日$ ( ) 時間	$m^3/時間$	$t/時間$
$m^3/時間$		$t/時間$		
面積	$m^2$	面積	$m^2$	
埋立容量	$m^3$	埋立容量	$m^3$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				

変 更 の 理 由

- (備考) 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- 1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

追加〔平成28年規則32号〕

W (様式第15の4) (第4条関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書 年 月 日 長野県知事 殿 届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物処理の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
(備考) 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別をかつこ書きすること。 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	
年 月 日	
長野県知事 殿	
申請者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号



発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数 (ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	株		出資の額 本 住	籍 所
		保有株式の 割	出資の額 合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
役職名・呼称			

(備考) 1 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則7号・20年44号・23年10号・25年42号・令和元年29号〕

W (様式第17号) (第5条関係)

合併(分割)認可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
名称  
住所  
代表者の氏名  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併(分割)について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併(分割)の方法及び条件	
⑥ 合併(分割)の理由	
⑦ 合併(分割)の時期	







(表面)

相 続 届 出 書	
年 月 日	
長野県知事 殿	届出者 住所 氏名 電話番号
許可施設設置者等の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号のりに規定する未成年者である場合) (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号のりに規定する未成年者である場合) (法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所

役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(備考) 1 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

追加〔平成13年規則28号〕、一部改正〔平成16年規則7号・23年10号・25年42号・28年32号・令和元年29号〕

W (様式第18号の2) (第6条関係)

(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2 第3項 第14条の5 第3項 において準用する同法第7条の2 第4項 第7条の2 第5項 の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	
(備考) 1 該当するに至つた欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号のハからホまで(法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至つたものを記入すること。 2 法第14条の2 第3項及び第14条の5 第3項において準用する法第7条の2 第5項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。 3 この届出書は、法第14条の2 第3項及び第14条の5 第3項において準用する法第7条の2 第4項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に、法第14条の2 第3項及び第14条の5 第3項において準用する法第7条の2 第5項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。	

追加〔平成28年規則32号〕、一部改正〔令和元年規則29号〕

W (様式第18号の3) (第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の 設置届出書	
年 月 日	
長野県知事 殿	届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項 第2項 の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 残余埋立容量 $m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量見込み(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)	
非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合にあつては、当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

追加〔平成28年規則32号〕、一部改正〔平成29年規則37号・令和2年51号〕

W (様式第18号の4) (第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の  
設置届出受理書

年 月 日

様

長野県知事

印

年 月 日付けで提出のあった産業廃棄物処理施設設置者に係る一  
般廃棄物処理施設の設置届出書について、受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、水銀処理物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合にあっては、当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	

追加〔平成28年規則32号〕、一部改正〔平成29年規則37号・令和2年51号〕

W（様式第18号の5）（第7条関係）

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号で受理された産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出に係る変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件			
		変更後	変更前
変更の内容	産業廃棄物処理施設の種類の種類		
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
変更又は廃止の理由			
変更又は廃止の年月日			

追加〔平成28年規則32号〕

W (様式第19号) (第8条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

長野県収入  
証紙欄

年 月 日

長野県知事 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在)  
地、名称及び代表者の氏名  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記載した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>3 申請者が法人である場合にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人である場合にあつてはその住民票の写し</li> <li>4 業務経歴を記載した書類</li> <li>5 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注表記並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>6 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納税済額を証する書類</li> <li>7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類</li> </ol>

全部改正〔平成4年規則42号〕、一部改正〔平成8年規則6号・12年23号・13年28号・17年4号・20年44号・23年10号・24年33号・28年32号〕

W (様式第19号の2) (第8条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証する。

長野県知事

印

登録年月日

年 月 日

登録番号

1 事業場の所在地

2 廃棄物の再生に係る事業の内容

追加〔平成28年規則32号〕

W (様式第20号) (第8条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

長野県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
添付書類 及び図面	<p>1 再生に係る事業の内容の変更については、事業計画の概要を記載した書類</p> <p>2 施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更については、事業計画の概要を記載した書類及び施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p>

全部改正〔平成4年規則42号〕、一部改正〔平成12年規則23号・13年28号・16年7号・20年44号・23年10号・28年32号〕

W (様式第21号) (第8条関係)

廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在〕  
地、名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け  
出ます。

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
廃止、若しくは休止 又は再開した事業場 の内容	
廃止、若しくは休止 又は再開した理由	
廃止、若しくは休止 又は再開した年月日	

全部改正〔平成4年規則42号〕、一部改正〔平成12年規則23号・13年28号・16年7号・20年44号・23年10号・28年32号〕